

# 医療・健康のこと

## 1 総合保健センター

あなたの身近で、あなたとご家族の健康を応援しています。それが“総合保健センター”です。

### (1) マザーズ・サポート・ステーション（子育て世代包括支援センター）

子育て世代の女性が抱える様々な悩みに対し、専任の助産師・保健師が相談に対応し、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行います。

## 相談・問合せ

### ■ マザーズ・サポート・ステーション

（子ども未来部母子保健課内） 電話 32-1565  
所在地 函館市五稜郭町23番1号（総合保健センター）

### (2) 子どもの健康に関すること

- ・ 乳幼児健康診査  
4か月児, 10か月児, 1歳6か月児, 3歳児健康診査…通知制 (電話 32-1533)
- ・ 予防接種（BCG, ヒブ, 小児用肺炎球菌, ポリオ, ジフテリア, 百日せき, 破傷風, 麻しん, 風しん, 水痘, 子宮頸がん, 日本脳炎, B型肝炎, 口タ） (電話 32-1533)
- ・ 子どもの栄養, 離乳食相談 (電話 32-1515)
- ・ 歯科健診・フッ素塗布 (口腔保健センター電話 56-8148)
- ・ 障がい者・児歯科診療 (口腔保健センター電話 56-8148)

## 相談・問合せ

■ 子ども未来部母子保健課 電話 32-1533  
保健福祉部健康増進課 電話 32-1515  
所在地 函館市五稜郭町23番1号（総合保健センター）

### (3) お父さん、お母さんの健康に関すること

- ・ 胃がん検診(X線) (35歳以上の方) ・ 子宮がん検診 (20歳以上の方)
- ・ 胃がん検診(内視鏡) (50歳以上の方) ・ 肺がん検診 (40歳以上の方)
- ・ 乳がん検診 (40歳以上の方) ・ 大腸がん検診 (40歳以上の方)
- ・ 骨粗しょう症検診 (40,45,50,55,60,65,70歳の女性)
- ・ 妊産婦歯科健診 (妊娠中または出産後1年以内の方)
- ・ 成人歯科健診 (40歳以上の方)

※ 受診については「胃がん(内視鏡)・乳がん・子宮がん」は2年に1回となります。  
また、胃がん検診(内視鏡)を受診した翌年は、胃がん検診(X線)の受診対象外です。  
令和3年度胃がん検診(内視鏡)は受診時に50歳以上で西暦で奇数年生まれの方  
乳がん検診は受診時に40歳以上で西暦で奇数年生まれの方  
子宮がん検診は受診時に20歳以上で西暦で奇数年生まれの方

## 相談・問合せ

■ 保健福祉部健康増進課  
所在地 函館市五稜郭町23番1号 電話 32-1532, 32-1515, 32-1545

### (4) 感染症に関する相談

・ 結核・インフルエンザ等の感染症についての相談を行っております。

## 相談・問合せ

■ 市立函館保健所 保健予防課  
所在地 函館市五稜郭町23番1号 電話 32-1539

## 2 心の健康相談

統合失調症、うつ病、神経症等の病気や、心の悩み等についての相談を行っております。

### 相談・問合せ

■保健福祉部障がい保健福祉課

所在地 函館市東雲町4番13号 電話 21-3077

## 3 子ども医療費助成

中学校卒業までのお子さんが、医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

### 対 象

函館市に住民登録のある中学校卒業までのお子さん（ただし、対象者の要件に所得制限があります。）

### 所得制限 の 内 容

お子さんの主たる生計維持者の方の前年（1～7月は前々年）の所得額が下表の所得制限限度額未満であることが要件になります。  
（同じ世帯に所得のある方がいる場合も、所得の合算は行いません。）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	6 2 2 万円
1 人	6 6 0 万円
2 人	6 9 8 万円
3 人	7 3 6 万円
4 人	7 7 4 万円
5 人	8 1 2 万円

☆所得には一定の控除（一律80,000円他）があります。

☆扶養親族とは、税法上の扶養人数です。

☆所得制限判定をする際、長期・短期譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

※上記の適用は所得税・住民税を見直すものではありません。

### 助 成 の 範 囲

入院、通院、調剤、指定訪問看護、治療用器具等の費用を助成します。

（保険外診療、予防接種、健康診査、食事療養標準負担額等は、助成の対象となりません。）

### 自 己 負 担 額

自己負担額は下記区分のとおりです。

区 分		自 己 負 担 額
3 歳 未 満		な し
3歳以上	非課税世帯	な し
	課 税 世 帯	かかった医療費の1割を負担 (月額上限額：通院 18,000円) ただし、入院および指定訪問看護は負担なし

## 4 ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の方が医療機関等で診療を受けたときの保険診療に係る医療費の一部を助成しています。助成を受けるためには、受給者証の交付申請手続きが必要です。

**対 象** ひとり親家庭や両親のいない家庭の20歳未満の子とひとり親家庭の母または父、母または父が重度の障がいである児童とその母または父（ただし、対象者の要件に所得制限があります。）

**所得制限の内容** 対象者の主たる生計維持者の方の前年（1～7月は前々年）の所得額が下表の所得制限限度額未満であることが要件になります。

（同じ世帯に所得のある方がいる場合も、所得の合算は行いません。）

（所得額が所得制限限度額以上の方で、中学校卒業までのお子さんがいる方は、子ども医療費助成の要件を満たす場合、申請により子ども医療費助成の対象となります。）

扶養親族等の数	所得制限限度額
0 人	236万円
1 人	274万円
2 人	312万円
3 人	350万円
4 人	388万円
5 人	426万円

☆所得には一定の控除（一律80,000円他）があります。

☆養育者、扶養義務者および孤児等の養育者は、ひとり親控除等が適用されます。

（控除適用は、所得税・住民税を見直すものではありません。）

☆所得制限判定をする際、長期・短期譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除して得た額が適用されます。

**助成の範囲** 入院、通院、調剤、指定訪問看護、治療用器具等の費用

（母または父は入院および指定訪問看護のみを助成します。）

（保険外診療、予防接種、健康診査、食事療養標準負担額等は、助成の対象となりません。）

**自己負担額** 自己負担額は下記区分のとおりです。

区 分	自己負担額	
3 歳 未 満	な し	
3歳以上	非課税世帯	な し
	課 税 世 帯	かかった医療費の1割を負担 (月額上限額：通院 18,000円) ただし、入院および指定訪問看護は負担なし

### 3,4の申請・問合せ

- 子ども未来部子育て支援課 電話 21-3181
- 湯 川 支 所 電話 57-6163
- 銭 亀 沢 支 所 電話 58-2111
- 亀 田 支 所 電話 45-5582
- 戸 井 支 所 電話 82-2112
- 恵 山 支 所 電話 85-2335
- 椴 法 華 支 所 電話 86-2111
- 南 茅 部 支 所 電話 25-6045

## 5 救急医療

### 夜間急病センター

- ・ 診療科目 内科・小児科・外科
- ・ 診療時間 19:30～24:00(年中無休)
- ・ 所在地 函館市五稜郭町23番1号 (函館市総合保健センター2階)  
電話 30-1199

### 口腔保健センター

休日の緊急歯科診療を行っております。

- ・ 診療時間 日曜日、祝日および年末年始 午前9時～午後2時
- ・ 所在地 函館市五稜郭町23番1号 (函館市総合保健センター1階)  
電話 56-8148

### 救急医療情報案内センター

休日、祝日のときや夜間に急病で困ったときに、また、病院がわからないときなどお問い合わせください。24時間対応です。

- 電話からは フリーダイヤル 0120-20-8699 携帯・PHSからは 011-221-8699
- ホームページ <http://www.qq.pref.hokkaido.jp>

### 北海道小児救急電話相談

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師または小児科医が状況に応じたアドバイスを行います。

- ・ 受付時間 19:00～翌朝 8:00 (年中無休)
- ・ 電話番号 011-232-1599、または 短縮ダイヤル #8000

## 6 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けることができない場合に、認可された助産施設で出産することができます。

利用にあたっては、事前に福祉事務所での申請が必要で、収入に応じた負担金を納めていただきます(入院中の雑費などは別途負担になります)。なお、所得が一定以上ある場合は、利用できません。

施設の所在地などは、巻末の関係機関一覧(41ページ)をご覧ください。

### 申込み・問合せ

- 福祉事務所 子育て支援課 電話 21-3057
- 福祉事務所 亀田福祉課 電話 45-5481
- 福祉事務所 湯川福祉課 電話 57-6170